

## 伊平屋村告示第 20 号

伊平屋村農業近代化施設（ライスセンター）機械プラント設備整備工事プロポーザル実施要綱を次のように定め、令和 5 年 9 月 15 日から適用する

令和 5 年 9 月 15 日

伊平屋村長 名 嘉 律 夫

### 伊平屋村農業近代化施設（ライスセンター）機械プラント設備整備工事プロポーザル実施要綱

#### 1 実施目的

沖縄県では、水田の減少が続き現在は北部及び八重山地方地域に産地が残るのみとなっているが、県外産のブランド米（コシヒカリやアキタコマチ等）が多数流通する状況においても、県内産の米に対するニーズは非常に高く、収穫した米は安定的に出荷・取引されている。

また、情勢不安等により、他穀物を主原料とする食料品が高騰するなかでも、安定した流通により一定の価格を維持している米に対する消費者の期待は大きい。

伊平屋村において、水稻は基幹作目であると同時に、昔ながらの景観や生活様式を形成する等の文化的な側面を併せ持つ特別な産業であり、産業振興及び地域活性化等を図る。

#### 2 工事概要

##### (1) 工事名

伊平屋村農業近代化施設（ライスセンター）機械プラント設備整備工事

##### (2) 工事目的

施設機能の強化により、安定した処理量を確保することで原料品質の向上に取り組むとともに、品質の見える化によって農家意欲の向上と適切な指導等による生産技術向上の両立を図る。

##### (3) 工事内容

仕様書のとおり

##### (4) 履行期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日まで

##### (5) 提案上限額

487,410,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は予算の上限額であり、必ずしも契約金額と同額ではない。

選定結果に基づき、村は選定業者と協議し、企画提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、この金額を上限として契約を締結するものとする。

#### 3 参加資格

伊平屋村へ入札参加資格申請を行っている者で、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 社会更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく再生又は再生手続等を行っていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 過去 10 年間に次の同種工事の実績（元請けに限る。）を有すること。
  - ①大規模乾燥調整施設（ミニライスセンラーを除く。）及び精米所（精米加工ライン）を施工した実績を有する者。
  - ②大規模乾燥調整施設は日当たり 30t 生籾荷受程度、精米所は時間当たり処理量 1,500 kg 程度の規模を基準とする。
- (5) 応募は単独に限らず、共同企業体でも可とする。その場合の要件は以下のとおりとする。
  - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
  - イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、上記（1）から（3）の要件を満たすこと。
  - ウ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、上記（4）の要件を満たす者であること。

#### 4 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出方法等

※荒天等による不測の事態が想定される場合は、提出文書等を PDF 化し電子メールにより担当まで送信してください。

- (1) 企画提案に係る参加表明書（様式第 1 号）
  - ①提出方法／郵送による
  - ②提出期限／令和 5 年 9 月 26 日（火）午後 5 時 00 分まで  
期限内に到着するよう送付することとし、電話にて受付確認を行うこと。
- (2) 質問受付及び回答（様式第 2 号）
  - ①質問受付／令和 5 年 9 月 27 日（水）午後 12 時 00 分まで
  - ②提出方法／様式第 2 号に質問事項を記入のうえ、電子メール添付にて質問すること。  
送付先アドレス : kuni-s@vill. iheya. lg. jp
  - ③回答／令和 5 年 9 月 29 日（金）午後 5 時 00 分までに参加表明書を提出した全ての者に対して、電子メールにて適宜回答を行う。
- (3) 企画提案書の提出
  - ①提出期限／令和 5 年 10 月 11 日（水）午後 5 時 00 分まで
  - ②提出場所／伊平屋村役場農林水産課 宛

〒905-0793 沖縄県島尻郡伊平屋村字我喜屋 251 番地

TEL : 0980-46-2002 FAX : 0980-46-2606

③提出方法／郵送による

④提出書類／提出書類については8部（正本1部、副本7部）とし、全てA4版（両面不可）とすること。

ア 企画提案資料提出届（様式第3号）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 工事実施体制表（様式第4号）

エ 実施行程表（任意様式）

オ 施工実績書（様式第5号）

カ 会社概要（任意様式、パンフレット可）

キ 見積書（任意様式）内訳、単価等が明記されていること。

ク 委任状（様式第6号）

※企画提案書等に記載する内容については、10.5ポイント以上の文字を使用し、専門用語等を多用せず、審査する者にとって分かりやすい内容とすること。

※会社概要については、企業概要をまとめたもの（A4版1頁）又は企業パンフレットのいずれかを提出するものとする。なお、共同企業体で提案する場合は、それぞれの会社概要を提出すること。

※委任状は共同企業体で提案する場合に構成員ごとに提出すること。

## 5 審査方法

提出のあった企画提案については、審査委員会を設置し書類審査又はプレゼンテーション審査を実施して審査を行い、最も優れた提案を行ったものを候補者として選定する。参加者が1者の場合は、審査委員会において書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、業務の実施が可能であると総合的に判断された場合には、当該提案者を候補者とする。

審査結果については、全ての提案者に文書で通知するものとする。なお、審査委員会は非公開で行い、審査経過や審査結果に関する問い合わせには応じない。

## 6 審査日程

【1次審査】書類審査実施日：令和5年10月11日（水）

【2次審査】プレゼンテーション審査実施日：令和5年10月12日（木）

審査結果通知予定日：令和5年10月13日（金）

## 7 プレゼンテーション審査の実施方法

(1) 提出した企画提案書に基づき説明すること。当日の追加資料の配布は禁止とする。

(2) 説明は1事業者あたり説明20分、質疑15分程度の計35分以内とする。

- (3) 説明者は当該業務に専従する主担当者が行うこと。なお、担当者は2名まで同席することができる。
- (4) プレゼンテーションに必要な機材等は各提案者で用意すること。なお、プロジェクター及びスクリーンは村で用意する。
- (5) プレゼンテーションの順番は、当日くじ引きにより決定する。

## 8 審査基準

企画提案の選定にあたり、審査委員会において次に掲げる事項について総合的に勘案し評価を行う。

- (1) 企画提案の内容が事業の目的を踏まえ、明確であること。
- (2) 企画提案の内容が伊平屋村の今後の施策・取組へ反映可能な内容であること。
- (3) 企画提案の内容が予見を満たし、予算内で実施可能なものであること。
- (4) 実施内容をふまえた現実的な作業スケジュールとなっていること。
- (5) 同種工事の経験を有し、地域特性や地域情報に精通していること。
- (6) 本工事を実施するために必要・適切な技術者配置がなされていること。
- (7) 提案上限額の範囲内であり、かつ明確、適正に経費が見積もられていること。

## 9 契約の締結

本工事は、事業交付決定前であることから、諸条件は採択状況により変更する場合があります。

交付決定後に、優先交渉者と工事内容について協議を行い、機械器具設置工事請負仮契約を締結する。ただし、優先交渉者と工事に関する必要な協議が合意に至らなかった場合には、次点交渉者と契約交渉を行う。

本工事は、伊平屋村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に該当します。

## 10 その他

- (1) 企画提案書等の作成・提出、プレゼンテーション参加等にかかる一切の経費は企画提案者の負担とする。また、提出書類は返却しないものとする。
- (2) 企画提案書提出後の提出書類の変更、差し替えは認めない。ただし、村が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 提出された企画提案書等の著作権は提案者に帰属する。ただし、伊平屋村が必要と判断した場合は、企画提案書等の複製、記録及び保存を行う。
- (4) 提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については公表しない。
- (5) 提出する企画提案書は1事業者あたり1案に限るものとする。なお、共同企業体の場合は代表企業1案に限る。
- (6) 実施要領に適合しない参加又は応募書類に虚偽の記載をした場合は、無効とする。

11 本件に関する問い合わせ

〒905-0793 沖縄県島尻郡伊平屋村字我喜屋 251 番地

伊平屋村役場農林水産課 担当：國吉

TEL：0980-46-2002 FAX：0980-46-2606 E-Mail：kuni-s@vill.iheya.lg.jp